

平成23年相模原市議会6月定例会付議事件一覧

付議事件

(1) 議案	10件
条例	4件
損害賠償額の決定及び和解	1件
損害賠償額の決定	2件
指定管理者の指定	1件
補正予算	2件
(2) 報告	3件
(3) 提出	5件
合計	18件

(付議予定案件 人事1件、報告1件)

平成23年5月31日招集

議案 番号	件名(担当)	主 な 内 容																									
57	相模原市市長等常勤の特別職の給与及び旅費に関する条例及び相模原市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部を改正する条例について (総務局総務部)	<p>現下の社会情勢を勘案し、市長等常勤の特別職及び教育長に支給する給料月額及び期末手当の額を減額するもの (公布日施行)</p> <p>給料月額及び期末手当の額に関する特例</p> <table border="1" data-bbox="624 439 1430 887"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区 分</th> <th colspan="2">給 料 月 額</th> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">期末手当の額</th> </tr> <tr> <th>現 行</th> <th>改 正 後</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市 長</td> <td>円 1,142,000</td> <td>円 1,062,000</td> <td rowspan="4">平成23年7月1日から平成27年4月21日までの間</td> <td rowspan="4">期末手当額の10分の10に相当する額を減額</td> <td rowspan="4">平成23年12月から平成26年12月までの間</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>935,000</td> <td>870,000</td> </tr> <tr> <td>常勤の 監査委員</td> <td>653,000</td> <td>607,000</td> </tr> <tr> <td>教育長</td> <td>804,000</td> <td>748,000</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	給 料 月 額			期末手当の額		現 行	改 正 後			市 長	円 1,142,000	円 1,062,000	平成23年7月1日から平成27年4月21日までの間	期末手当額の10分の10に相当する額を減額	平成23年12月から平成26年12月までの間	副市長	935,000	870,000	常勤の 監査委員	653,000	607,000	教育長	804,000	748,000
区 分	給 料 月 額				期末手当の額																						
	現 行	改 正 後																									
市 長	円 1,142,000	円 1,062,000	平成23年7月1日から平成27年4月21日までの間	期末手当額の10分の10に相当する額を減額	平成23年12月から平成26年12月までの間																						
副市長	935,000	870,000																									
常勤の 監査委員	653,000	607,000																									
教育長	804,000	748,000																									
58	相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について (総務局総務部)	<p>国家公務員の育児休業等に関する法律等の一部を改正する法律(平成22年法律第61号)による地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)の改正に伴い、育児休業をすることができる非常勤職員に係る規定の追加、非常勤職員が育児休業をすることができる期間に係る規定の追加、育児に係る部分休業をすることができる非常勤職員に係る規定の追加その他所要の改正をするもの (公布日施行)</p>																									
59	相模原市立市民健康文化センター条例の一部を改正する条例について (企画市民局市民部)	<p>相模原市立市民健康文化センターの改修工事に伴い、同センターに設置する施設に係る規定並びに施設及び附属設備の利用に係る料金の規定の改正その他所要の改正をするもの (H23.10.23施行。ただし、改正後の条例の規定による相模原市立市民健康文化センターの施設等の利用の承認、利用料金の徴収等については施行の前日においても行うことができるとする規定は、公布日施行)</p> <p>1 設置する施設(第3条関係) プール、浴室、多目的会議室、工作室、講習室、茶室、多目的広場</p>																									

2 施設等の利用料金の改定(別表第1項第1号ア及び同表第2項関係)

(1) 施設の利用料金

ア 現行

施設		単位	金額
プール		1日(9時30分～20時)	大人 1,580円
			小人 790円
浴室		1回	大人 200円
			小人 100円
多目的会議室	1/2	1日(9時～22時)	3,100円
	全面		6,100円
茶室		1日(9時～22時)	1,500円
講習室		1日(9時～22時)	2,000円

イ 改正後

施設		単位	金額
プール		1日(9時30分～20時)	大人 2,100円
			小人 1,050円
浴室		1回	大人 200円
			小人 100円
多目的会議室	1/2	1日(9時～22時)	3,350円
			全面
	1/2		5,300円
			全面
工作室		1日(9時～22時)	4,500円
講習室	講習室1	1日(9時～22時)	1,800円
	講習室2		
	講習室3	1日(9時～22時)	2,100円
茶室		1日(9時～22時)	2,000円

(2) 附属設備の利用料金

附属設備	単位	現行	改正後
陶芸窯	焼成1時間につき	200円	300円

60 相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について
(都市建設局まちづくり計画部)

建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2第1項の規定に基づき、適正な都市機能及び健全な都市環境を確保するため、南台5丁目地区の地区整備計画の区域内における建築物の制限について所要の定めをするもの

(公布日施行)

6 1	<p>損害賠償額の決定及び和解について (教育局教育環境部)</p>	<p>1 損害賠償額 10,600,527円</p> <p>2 被害者(和解の相手方) 市内在住者</p> <p>3 事故の概要 平成21年6月17日午後5時35分頃、相模原市立中学校において、被害者を含む有志の生徒によるプール清掃作業中、教員がプールサイドにある床点検口の蓋を開け、排水バルブを操作した後、当該蓋を閉めなかったため、被害者が他の生徒を整列させるため、ハンドマイクで呼び掛けながら後ろに下がった際、床点検口に落下し、左腹部を打ち付け負傷したものである。</p> <p>4 和解の要旨 (1) 市は、学校事故の再発防止及び事故後のケアへの取組について、一層努力することを約束する。 (2) 市は、相手方に対し、本件事故による損害賠償金として独立行政法人日本スポーツ振興センターから給付が行われた既払金1,600,527円を除くほか金9,000,000円を支払う。 (3) 相手方と市は、本件事故について本和解条項に定める事項のほか、何らの債権債務のないことを相互に確認する。ただし、将来予期せぬ後遺障害の疑いがある症状が発生した際は、これによる損害について別途協議することとし、本件事故による後遺障害であることが確定した場合は、補償する。 (4) 相手方と市は、今後本件に関して、双方とも裁判上又は裁判外において一切異議又は請求の申立てをしないものとする。</p>
6 2	<p>損害賠償額の決定について (都市建設局土木部)</p>	<p>本市軽貨物車による交通事故に係る損害賠償の額を決定するもの</p> <p>1 損害賠償額 2,441,813円</p> <p>2 被害者 市内在住者2名</p> <p>3 事故の概要 平成22年12月27日午後6時頃、相模原市緑区太井230番1先の国道において、本市軽貨物車(相模480え2396)が走行していた際、前方を走行していた甲の運転する普通乗用車に追突して破損させ、甲及び同乗していた乙を負傷させたものである。</p>
6 3	<p>指定管理者の指定について (都市建設局まちづくり事業部)</p>	<p>1 管理を行わせる施設の名称 相模大野駅西側自転車駐車場</p> <p>2 指定管理者 所在地 相模原市中央区富士見6丁目6番23号 名称 公益財団法人相模原市都市整備公社</p> <p>3 指定の期間 平成23年10月1日から平成24年3月31日まで</p>

6 4	平成23年度相模原市一般会計補正予算(第2号) (企画市民局財務部)	補正前の額	補正額	補正後の額
		千円 241,434,000	千円 347,000	千円 241,781,000
6 5	平成23年度相模原市自動車駐車場事業特別会計補正予算(第1号) (企画市民局財務部)	補正前の額	補正額	補正後の額
		千円 3,620,000	千円 15,000	千円 3,635,000
6 6	損害賠償額の決定について (環境経済局資源循環部)	<p>本市塵芥車による交通事故に係る損害賠償の額を決定するもの</p> <p>1 損害賠償額 14,053,939円</p> <p>2 被害者 市内在住者</p> <p>3 事故の概要 平成19年11月24日午前8時45分頃、相模原市南区麻溝台2丁目9番14号先の市道において、赤信号のため停止していた本市塵芥車(相模800す2872)が、青信号に変わったと勘違いをして発進し、交差点を通過しようとした際、右方向から走行してきた被害者の普通乗用車に接触して破損させ、被害者を負傷させたものである。</p>		
報告 番号	件名(担当)	主 な 内 容		
1 0	継続費繰越計算書について (企画市民局財務部)	<p>平成22年度相模原市一般会計継続費繰越計算書 翌年度通次繰越額合計 1,048,938,009円 (仮称)緑区合同庁舎整備事業外8件)</p>		
1 1	繰越明許費繰越計算書について (企画市民局財務部)	<p>平成22年度相模原市一般会計繰越明許費繰越計算書 翌年度繰越額合計 10,179,516,670円 (職員福利厚生費外54件)</p> <p>平成22年度相模原市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書 翌年度繰越額合計 1,013,234,000円 (公共下水道維持管理費外3件)</p>		
1 2	事故繰越し繰越計算書について (企画市民局財務部)	<p>平成22年度相模原市一般会計事故繰越し繰越計算書 翌年度繰越額合計 403,948,311円 (衛生検査費外13件)</p> <p>平成22年度相模原市下水道事業特別会計事故繰越し繰越計算書 翌年度繰越額合計 203,063,150円 (公共下水道維持補修費外3件)</p>		

提 出

件 名	担 当
公益財団法人相模原市都市整備公社経営状況説明書	総務局総務部
相模原市土地開発公社経営状況説明書	企画市民局企画部
公益財団法人相模原市民文化財団経営状況説明書	企画市民局市民部
社団法人相模原市畜産振興協会経営状況説明書	環境経済局経済部
財団法人相模原市みどりの協会経営状況説明書	環境経済局環境共生部

付議予定案件 人事 1件 監査委員の選任について
 報告 1件 相模原市国民保護計画の変更について